



Title	トマス公正價格論
Author(s)	工藤, 元
Description	資料
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 6, 149-156
Issue Date	1938-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10657">https://hdl.handle.net/2115/10657</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_p149-156.pdf



# トマス公正價格論

工藤元

正義——價值及び價格——商業

## 正義

アリストテレースは正義を以て凡ゆる徳の綜合と見た。かゝる考へ方はユダヤ的思想にも認められるのであり、例へば完徳の人物を呼ぶに義人といふ如きであり、神も正義の神と呼ばれるのが普通であつた。しかし新約時代に入つてから神に關して正義よりも愛が更に本質的であるやうに考へられ、凡ゆる徳は寧ろ神愛に於て統一されるものとされる。そして、正義はむしろ愛の秩序であり、正義は人の社會的交渉を調節するものである。

人の社會的關係は之を大別して一般的並びに特殊の關係となすことが出来る。前者は國家のその成員に對する關係であり、後者は社會の成員相互間の關係である。前の場合には分配の正義が適用され後の場合には交換の正義が適用される (*Summa Theologica*, II. II. qu. 58. a. 1.)。分配の正義の目的は團體に屬する便益及び負擔を各人 *communiter* の地位乃至功罪に應じて (トマスのヒエラルキアの思想に注意) 各成員に割當てることにある。従つて各人の分前は決して平等ではなく各人の地位及び能力に従ひ幾何的比例によりなされる。之に反して交換の正義は貨幣の *secundum geometricam proportionem*

相互的交換に於ける如く割當が算術的中庸によつて決定される (ibid. II. qu. 61. a. 2.)。しかして元來此の流通の正義は個人對個人の交渉を支配するものであるが、此の個人たるや社會の一部としての個人であり「此の個人對個人」はむしろ部分對部分と言はるべきものであることは注目すべき點である。即ち、流通の正義は之より更に高き一般的正義なる法律的正義により統制せられてゐる。

トマスに於て右の如き流通の正義が支配する最も著しく重要な經濟問題は公正價格——*Iustum pretium, le prix juste, il giusto prezzo, just price, gerechter Preis*——である。

## 價値及び價格

價値と價格とは同一の事を意味してゐる。價値なきものに價格はあり得ぬし、又價格はその價値のみによつて決定されるべきだからである。此の點に關し Heinrich Pesch はその名著 *Lehrbuch der Nationalökonomie* に於て *Rei älteren Autoren die Ausdruck "Wert" und "Preis" vielfach synonym gebraucht*——S. 66 と述べてゐる。

さて、價値は、一つの客觀的なもので、個人的な賣手や買手の主觀に左右され得ぬものであり、好むと好まざるとに拘らず嚴然と存在し認めざるを得ない、物それ自體に固着せるものである。此の客觀的な價値は労働量によつて決定される。換言すれば、自然物は元來經濟的には無價値であり之を價値づけるものは労働以外の何物でもない。斯かる價値學說と英國正統派經濟學者のそれとの相違は、前者が教義や法律により効果を求めたのに對し後者は之を自由競争に信頼して委せたいといふ事にもあるが、更に根本的相違は資本に就いての考へ方である。後者にあつては生産費といふ言葉は單に材料の價格及び労働賃銀を含むのみでなく、使用された資本に對する利潤を含む。しかし前者にあつては、ある財の價値を計算するに當つては材料の價格及び労働賃銀以外の何物の介

入をも許さなす。

此の労働者の賃銀は労働者の生活費によつて決定される。即ち“Der gerechte Preis ist dem hl. Thomas und der Scholastik nach wie vor der den Beschaffungskosten entsprechende Preis, und die Beschaffungskosten werden wesentlich durch das bedingt, was zum Lebensunterhalt des Arbeiters nötig ist——I. Brentano: Der wirtschaftliche Mensch in der Geschichte, S. 46.”である。之を更に具體的に言ふと、賃銀はその職人が職人として普通の標準を保つに必要且つ十分な程度に支拂はれねばならぬ。如何なる者と雖も眞面目に働いてしかも、自己及び自己の家族の生活を相當に維持するに足る賃銀を與へらるべき自然法的權利を有してゐる。自己の使用人に對して十分の給料を與へず彼等をして榮養不良の結果死に至らしめたり、又は子女の養育に困難せしめる如き事は大罪とみなされる。

今交換の原則に従つて財貨の交換が行はれたとせやう。その際に自分の欲しい物を得るために自分の必要としないものを與へた者は、自分の與へたものと等値のものを受取るべきである。即ち「凡そ契約は物の均等に從つて彼等の間に結ばれねばならない」(Summa Theologiae, II. II. qu. 77. a. 1.)。此の等値の原則は財貨と財貨を交換する場合でも財貨と貨幣とを交換する場合でも等しく適用される。價格は物の價値を便宜上金の分量で表したものであり、鑄貨は財の交換のために案出されたものである (ibid., qu. 77. a. 1.)

アダム・スミスも國富論に於て“‘If among a nation of hunters, for examples, it usually costs twice the labour to kill a beaver which it does to kill a deer, one beaver should naturally be exchanged for, or be worth two deer’”と述べてゐるが彼は之を單に「社會の初期の且つ原始的狀態」のみに於ける現象として取扱つてゐる。

此處にトマスと我々との間の時代的相違が明白となつて來る。勿論トマスの價値理論は根本的には Solan の上に立つてゐるのであるから時代の背景を無視して只神學的のみに解釋する事も全く不可能ではない。しかし我

々は、トマスの時代そのものを觀察する事によつてのみ彼の理論に深い理解をなし得るとも言ひ得るのである。

現代に於ては、買手は自分の欲しい物を店で買ふ。そしてこの様な、生産者と消費者の間に立つ中間者は一人のみでなく數人である事が普通である。更に物品は大部分遠方から來るために買手には、材料の原價及びそれを作るため必要とされた勞働の状態について何も知らない。又大多數の品物は多くの分業により作られる。故に、どれだけの報酬が各々の勞働に歸すべきかといふ事は評定するに困難であり又、此の困難は同種類の貨物に色々の違つた品質のあることや、流行が屢々變る事により更に増大した。然るに十三世紀に於いては多數人の日常必要の品物の大多數は實際の製造業者から直接消費者に買はれた。若しも或る品物の製作が數職業に分割されたならば、例へば布の製造が織匠、洗張屋、及び染物屋と分れてゐる場合には是等各々の職人の團體は狭い區域内に住み、終局に彼等の製作品を買ふ人々の大多數の監督の下にあつた。故に若しも價格が「他の者が吾人になさんと吾人が欲する如く他の者にもなせ」といふ原則によつて決定さるべきものであるとしても、製作者は其の勞働に對する公平な報酬を受取り得た。即ち彼に利得を得さしめるためのものでなく、公衆の意見によつて其の階級に相當のものとして認められた一定の安樂さにより可なりの生活を送らしむるためのものでなく、報酬が與へられた。そして經驗によれば個人は物の眞の價値を認めるのに信用出來なかつたから、その結果實際正しい且つ當然の價格は如何にあるべきかを干渉し決定する事が國家、都市、又はギルド當局の義務であつた。物貨の價格は需要供給の關係やそのものゝ使用價値により決定されず、むしろ賣手側の方から天降り式に決定された。そして基督敎が浸潤し切つてゐる社會にあつては、此處から弊害が生れる事はなかつた。何故なら當時一般民衆は利得のため貧慾の罪を犯し神に背く事を恐れてゐたからである。中世紀に於て異敎徒が悪まれ、宗敎裁判の如きものさへ起つた事の由來は、感情問題もあらうがそれよりも、かくの如き社會的な又經濟的な原因にもよる。即ち異敎徒は思想的に異なるのみでなく事實上社會秩序を損ふ者であり、宗敎裁判乃至異敎徒迫害はむしろ治安維持の必要

から生じたものと考へられる。

## 商 業

初代教會の教父達は「罪を犯さずには殆ど行ふ事の出来ない職業」として商業を賤んだ。トマスもアリストテレスに從つて商業を危険な職業と認めてはゐるが (Sum. Th. II. q. 57. a. 4. c.) しかし商業を全く否認した譯ではない事はアリストテレス同様である。

商業は不當に利潤を蓄積する傾向ある點で非難されなければならぬが、社會の部分間に有無相通するの利を與へる點では有益である。即ち、賣手が彼自身とその家族を支持する程度の、或は彼自身により貧しき者に生活の必需品を給する程度よりもつと多く利得を得んとするのでないならば、又若しも實際に必要な品物をその國に輸入し(當時に於て商業はむしろ外國貿易を意味する事が多かつた) 而して偶々彼が得る事の出来る利得は報酬として受け、單に利得のみを作らんと欲しさへしないなら、之は是認される價值のある職業である。然し若し吾人を強いるものが利得に對する欲求であるならば斯の如き商賣は下賤下劣である、といふ。而して重要な事は、トマスがすべての單なる投機的商買即ち市場の變化を巧みに利用して利得を得んとする試みを絶対に否認してゐる事である。彼は商賣人に依つて遠くの市場に齎された品物の正しい價格が如何にして決定さるべきであるかに就いては、吾々に何も告げてゐない。然し正しいとされる商賣の種類について彼が述べてゐることから推斷してそれは商人自身によつて支拂はれた正しい價格全體、及び商人のその階級の者としての生活必需品と輿論の見做したものを獲得する程度の利得を合せた位であるべきものと考へたらうと思はれる。そして、此の利得は、一定の時から他の時迄乃至一定の場所から他の場所に品物を持越した働きに對する報酬であり、又その商品を保存し又は一定の所から他の所に移轉することに際して蒙る危険負擔に對する報償である。(Sum. Th. II. q. 77. a. 4.)

茲で疑問となるのは、若し一定の商品が或場所では他の場所に於けるよりも價があり乃至は或る時に於ては他の時に於てより價が高いとすれば經濟的價値なるものは絶對的に不變なものではないのではないかといふ事である。

しかし、此の場合でも品物の運搬又は保管に對する勞力及び配慮を考へれば價値と價格とは一致し且つ客觀的なものであるとの原則は破られてはゐない。更に、トマスは正當な價格の原則に對して例外的に見える一つの法則を擧げてゐる。即ち若し或る品物が賣手にとつて特に貴重なもので普通の價格で賣れば實際上損をする場合にはその普通の價格で賣れば損をしたであらうだけ高い價格を要求する事が出来る。が、之は骨董品とか重要な記念品の如きに關する場合である、しかも恐らく買手の方が積極的に賣つてくれと中込んだ場合であらうと考へられるから賣買の原則を破る程の例外とはならないと思ふ。そして又經濟的必要に迫られて賣手の側からその記念品の如きものを市場に出したとすればその場合賣手は普通の價格以上に要求し得ぬ事は明白であらう。

或る農家が一石の米を生産するのに五十圓費したのに、普通の價格は三十圓だとすれば彼は市價より二十圓だけ餘計に要求し得るかとの問題も此處に起り得るけれど、此の場合は市價より多くは要求し得ぬと見なければならぬ。公正價格といふものは必ずしも個々によつて定められるものでなく、一般的に、平均的に定められるものであるからである。又、當時の社會は今日より狭いから氣候地質等による生産費の相違も比較的少い筈であり個人的の能力や技術も本人の怠惰と勤勉を除外視すれば、さう生産費の大きな差違を來す程異り得なかつたであらう事をも考へねばならない。假令生産費に若干の相違が起つたとしても、生活程度に著しく影響する程の利得の相違にはならなかつたであらう。次に買手の評價に於てその商品が非常に重要なる場合には賣手が一層高い價格を要求するを得るかといふに、トマスは之を許さない。蓋し買手がその品物を手に入れる結果得る事が出来るの見込んでゐる特別の便益は全く買手側だけの問題であつて、此の場合賣手が高値を要求するのは自分のものではないものを賣る事になり明かに不正となるからである。

此の場合買手が自發的に普通以上の價格を拂ふのは正當であるが正義の問題でない。正義の要求するところは買手が普通の價を拂ふ事である。何故なら物の價値即ち價格は買手の主觀によつて影響され得ないからである。

具體的な例を以て之を説明しやう。ある藥草を百匁採取するために一日の勞働が要するとする。そして此の勞働者は一日に二圓あれば充分に妻子をも養ひ得るし自らの健康をも保ち且つ勞働者として相當な娛樂をも得られるとする。その時此の藥草は百匁二圓の價額を生ずる。その場合、藥草十匁即ち二十錢を以て命をとりとめた病人は二十錢以外に支拂ふ義務はなく、賣手側も決してそれ以上要求するを得ない。しかし命を取止めたのを有難いと思ふならばその勞働者に對し千圓の支拂をなすも許される。又恐らくその勞働者に千圓與へる代りにそれを社會事業に使用してもよいであらう。

彼は神學大全に於て更に品物の瑕について論じてゐる。即ち若し貨物に何等かの疵又は缺點があつてそれにより買手が損害を受ける危険ある場合は、賣手は買手にそれを告示する義務がある。そして又彼は、もし將來鍊金術によつて眞の金と同質の物が出来るやうになつたとしたら、鍊金術によつて得た金を、金として賣つても差支へあるまいと認め（勿論鍊金術が發達すれば金の市價は安くなるであらうが）又更に一匹の馬往々にして一人の奴隸より高く賣らるる場合を自し、諸物の値は自然の順位に従つて考慮さるゝのでなく諸物が人間に經濟的に如何に價値あるかによつて決定されると批評してゐる。(Sum. Th. II. II. qu. 77. a 2.)

商品の公正價格は上述諸原理によつて決定されるが然し常に數學的に正確には (Punctualiter determinatum) 定められないであらう。物品の公正價格は多少の出入を許す評價から成り、従つて普通に行はれてゐる價格より少し位多く又は少くなるも必ずしも正義に反するとは言へませう (Sum. Th. II. II. qu. 77. a 1.)。

以上のトマスの學說をローマ法に對比した時、我々はこの兩者に非常な相違あるを見る。第一に、ローマ法は契約の自由を認め、賣手の義務は買手に品物の疵又は缺點を告示する事以外になかつた。トマスに於て賣買は社

會的に制約され公正價格は法律的に強制せられた。公正價格を破つた者は社會的に殆ど葬むられる結果となつたらう。ローマ法は専ら賣手の保護に力を注いでゐるに對し、トマスに於ては買手の保護が主眼である。けだし、ローマ法に於ては賣手買手ともに商人なる事が前提とされてゐたのに對し中世に於ては買手は常に素人であり消費者であつたからであらう。且つ又中世では買手は常に一般大衆即ち教會に支配さるる所の熱心なる基督教徒であつたに對し賣手は必ずしもさうでなかつただらう事も考へねばならない。

**附記** 以上は私の卒業論文の一部を簡約したものである。不完全なものである事は勿論であるが、從來餘り明かにされてゐなかつたトマスの公正價格論に對する注意を喚起する一助ともなれば幸ひと思ひ敢て此處に載せていたゞく事にした。

昭和十二年十二月